○福島県獣医学生修学資金貸与条例

平成五年三月二十三日 福島県条例第十九号

改正 平成一九年一二月二五日条例第九五号

福島県獣医学生修学資金貸与条例をここに公布する。

福島県獣医学生修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、大学の獣医学を履修する課程に在学する者であって、将来県の公衆 衛生に関する業務を行う機関に獣医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要 な資金を貸与することにより、獣医師の確保を図ることを目的とする。

(修学資金の貸与契約)

第二条 知事は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。)の獣医学を履修する課程に在学する者であって、将来県の公衆衛生関係機関(保健所、食肉衛生検査所その他の公衆衛生に関する業務を行う機関をいう。以下同じ。)に獣医師として勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で獣医学生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(平一九条例九五・一部改正)

(修学資金の額及び貸与の方法)

- 第三条 修学資金の額は、月額十万円とする。
- 2 修学資金は、前条の規定により締結した契約(以下「契約」という。)に定められた 月から当該契約の相手方が大学を卒業する日の属する月までの間(正規の修業期間に限 る。)、毎月一月分ずつ貸与するものとする。ただし、知事は、特別の事情があると認 めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

(保証人)

- 第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(契約の解除及び貸与の休止)

第五条 知事は、契約の相手方が大学に在学している場合において、次の各号のいずれか

に該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 知事は、契約の相手方が大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分 を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した 日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これ らの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の 相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

- 第六条 知事は、被貸与者が、大学が卒業した後二年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師(非常勤の者を除く。以下同じ。)として勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部(履行期が到来していないものに限る。)を免除するものとする。
 - 一 県の機関に引き続き在職した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により 県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務しなかった期間を除いた期間(以下「在職 期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金 の貸与が行われなかった期間を除く。以下同じ。)の二分の三に相当する期間に達し たとき。
 - 二 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。 (返還債務の裁量免除)
- 第七条 知事は、前条の規定により返還債務を免除する場合のほか、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。)について当該各号に定める額を免除することができる。
 - 一 大学を卒業した後二年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県の公 衆衛生関係機関の獣医師として勤務した場合において、在職期間が修学資金の貸与を

受けた期間の二分の三に相当する期間に達しなかったとき。 返還債務の額に当該在 職期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を 乗じて得た額に相当する額

二 死亡又は心身の故障のため貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった とき。 返還債務の全部又は一部に相当する額

(返環)

- 第八条 被貸与者は、前二条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日から起算して六月を経過した日の属する月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、その期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に月賦又は半年賦の均等返還の方法により貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。
 - 一 第五条第一項の規定により契約が解除されたとき。
 - 二 獣医師となった後直ちに県の公衆衛生関係機関の獣医師として勤務しなかったとき。
 - 三 大学を卒業した後死亡したとき。
 - 四 県の職員でなくなったとき。
 - 五 大学を卒業した後二年以内に獣医師とならなかったとき。

(返還債務の履行猶予)

- 第九条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。
 - 一 大学を卒業した後二年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県の公 衆衛生関係機関の獣医師として勤務した場合において、引き続き県の機関に在職して いるとき。 当該在職している期間
 - 二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。 当該事由が継続している期間
 - 三 第五条第一項の規定により契約が解除された後においても、引き続き大学に在学しているとき。 当該在学している期間

(延滞利息)

第十条 被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還す

べき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収 しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものと する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第九五号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成一九年一二月二六日)